

平岡公園会館駐車場使用規程

【趣 旨】

平岡公園会館（以後、町内会館という）は町内会や地域活動の拠点として健全運営を図りつつ、町内会員や地域の人びとの利用に供している。その際の駐車場使用料については、会館使用料金に含まれているところである。

この使用規程は、会館使用を伴わず駐車場のみを使用する際の規定とするものである。

第1条【目 的】

この規程は、町内会員又は一般の方より「町内会館駐車場」のみの使用申請を受けた際、その許諾や使用方法について定めるものである。

第2条【優先使用】

町内会館の公益性に鑑み、町内会主催の行事を優先使用させることとする。

2. 駐車場使用について、同日同時間帯に使用する複数の申請がある時は、葬儀に伴う使用をすべてに優先させることとする。

第3条【使用時間】

駐車場の使用時間は「午前8時から午後10時まで」とし、原則として午後10時以降の夜間使用（一泊）は行わない。

2. 貸し出し形態は、「時間」単位、及び「1日」単位とする。

「1日」貸し出しとは、午前8時から午後10時までのフルタイム使用をいう。

第4条【使用料金】

使用料金は、以下のとおりとする。

○「時間」貸し～1時間50円。

○「1日」貸し～フルタイム（午前8時から午後10時まで）500円。

2. 使用料金は、利用当日までに「現金で前払い」を原則とする。

第5条【使用者のマナー】

駐車場内での近隣住民や他の利用者とのトラブル等のないよう、使用規則を遵守しマナーを守ることとする。

2. その他、駐車場内での事故・盗難について一切責任を負いません。

第6条【特例使用について】

前条までに定める諸規定を離れて、特段の使用申請があるときは町内会館館長まで申し出ることとする。

2. 申し出を受けた館長は、会館運営委員長と対応について協議する。

【補 則】

1.この規程は、2020年10月1日より施行する。

平岡公園会館駐車場使用申込書

平岡公園会館運営委員長殿

申込年月日

年 月 日

申込区分 (該当を○で囲む)	町内会員・一般(個人)・法人・任意団体 その他()反社会勢力ではありません。	
会社名・団体名等		
申込者氏名 (代表者名)	(フリガナ)	連絡先 — —
申込者住所		
使用事由		
使用時間	(時 ~ 時)・1日(午前8時~午後10時)	

※使用申込に当たり、下記「平岡公園会館駐車場使用規程」関連事項(抜粋)の内容に同意し、遵守する事を誓約のうえ申し込みます。

平岡公園会館駐車場使用規程(以下関連抜粋)

第2条【優先使用】

町内会館の公益性に鑑み、町内会主催の行事を優先使用させることとする。

2. 駐車場使用について、同日同時簡帯に使用する複数の申請がある時は、葬儀に伴う使用をすべてに優先させることとする。

第3条【使用時間】

駐車場の時間は「午前8時から午後10時まで」とし、原則として午後10時以降の夜間使用(一泊)は行わない。

2. 貸し出し形態は、「時間」単位、及び「1日」単位とする。

「1日」貸し出しとは、午前8時から午後10時までのフルタイム使用をいう。

第4条【使用料金】

使用料金は、以下のとおりとする。

○「時間」貸し~1時間50円。

○「1日」貸し~フルタイム(午前8時から午後10時まで)500円。

2. 使用料金は、利用当日までに「現金で前払い」を原則とする。

第5条【使用者のマナー】

駐車場内での近隣住民や他の利用者とのトラブル等のないよう、使用規則を遵守しマナーを守ることとする。

2. その他、駐車場内での事故・盗難について一切責任を負いません。